開示

教　育　委　員　会　定　例　会　議　事　録

令和８年２月１８日　午後３時００分　開会

出席委員

教　　育　　長	大　江　孝　一
委　　員	戸　苅　恵理子
委　　員	佐　原　圭　子
委　　員	山　田　清　志
委　　員	池　田　洋　子

説明のための出席者

教育部長	髙　橋　純　司
教育部次長	星　野　光　広
教育部次長兼学校教育課長	加　藤　正　明
教育部次長兼中央図書館長	坂　田　憲　美
庶務課課長	杉　浦　忠　彦
庶務課主幹	石　黒　友　作
学校教育課主幹	齋　川　　浩
生涯学習課長	渡　辺　寿　彦
スポーツ課長	二　村　　崇
学校給食課長	吉　田　　信
中央図書館主幹	渡　邉　里　恵

教育長が指定した事務局職員

主　　事	各　務　京　子

議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　第２号議案　豊川市教育委員会事務部局職員職名規則の一部改正について
第３　第３号議案　令和８年度における県民の日学校ホリデーについて
第４　第４号議案　社会教育審議会への諮問事項について
第５　第５号議案　令和８年度当初予算について
第６　第６号議案　令和７年度３月補正予算について
第７　教育長報告　損害賠償の額の決定について
第８　その他報告　教育委員会委員の報酬額改定について
第９　その他報告　小学校給食費の無償化及び学校給食費の改定について

「大江教育長」　定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、会議を開催します。はじめに日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、戸苅・山田　両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「大江教育長」　続いて、日程第２「第２号議案　豊川市教育委員会事務部局職員職名規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
「杉浦庶務課長」「吉田給食課長」　「豊川市教育委員会事務部局職員職名規則の一部改正について」を資料に基づき説明。
「大江教育長」　ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。
「山田委員」　今までも栄養教諭と栄養士が併存していて、そこに管理栄養士が加わるということでしょうか。
「吉田給食課長」　現在、給食センターには県から配属された栄養教諭のみが勤務しており、栄養士はいません。業務改善を検討していく中で、やはり専門性を持った管理栄養士が必要という結論に至ったため、来年度から給食センターに管理栄養士を配置する予定です。
「大江教育長」　他になければ採決を行います。本案は原案の通り市議会に上程することにご異議はございませんでしょうか。
（異議なしの声）
「大江教育長」　異議なしと認め、日程第２「第２号議案　豊川市教育委員会事務部局職員職名規則の一部改正について」は原案の通り可決されました。

「大江教育長」　続きまして、日程第３「第３号議案　令和８年度における県民の日学校ホリデーについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
「加藤教育部次長」　「令和８年度における県民の日学校ホリデーについて」を資料に基づき説明。
「大江教育長」　ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。
「池田委員」　他市の状況を教えてください。
「加藤教育部次長」　県内のほとんどの市町村が、24日もしくは27日にしているようです。三河地方では、27日としている市町村が多いと聞いています。
「大江教育長」　他になければ採決を行います。本案は原案の通り市議会に上程することにご異議はございませんでしょうか。
（異議なしの声）
「大江教育長」　異議なしと認め、日程第３「第３号議案　令和８年度における県民の日学校ホリデーについて」は原案の通り可決されました。

「大江教育長」　続きまして、日程第４「第４号議案　社会教育審議会への諮問事項

について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
「渡辺生涯学習課長」「二村スポーツ課長」　「社会教育審議会への諮問事項について」を資料に基づき説明。
「大江教育長」　ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。
「戸苅委員」　補助金を交付した団体等から、活動収支報告書等はもらっていますか。
「渡辺生涯学習課長」　はい。交付した補助金の使い方を含めた、１年間の決算報告書の提出を受けています。
「山田委員」　先ほどの説明で、スポーツ協会の補助額を値上げしたとありましたが、補助金額の金額変更を行う基準はあるのですか。
「二村スポーツ課長」　金額変更の基準を特に設けているわけではありません。現在は要項等に沿って補助金を交付しています。実際に各団体が活動していく中で、補助金額が実情に合っていないという意見が出れば、各団体の評議会、理事会等で審議いただくことになるかと思います。
「大江教育長」　他になければ採決を行います。本案は原案の通り市議会に上程することにご異議はございませんでしょうか。
（異議なしの声）
「大江教育長」　異議なしと認め、日程第４「第４号議案　社会教育審議会への諮問事項について」は原案の通り可決されました。

「大江教育長」　続いて、日程第５「第５号議案　令和８年度当初予算について」及び日程第６「第６号議案　令和７年度３月補正予算について」は、今後市議会で審議される案件であり、未だ公になっていないものであることから議事を非公開とし、会議の内容の議事を別に記録することとしたいと思います。
また、日程第７「損害賠償額の決定」については、事故被害者の個人情報を含むものであるため、日程第５、第６及び第７については審議を非公開としてよろしいでしょうか。
（異議なしの声）
「大江教育長」　異議なしと認め、日程第５、第６、及び第７については非公開とします。

（以下、議事を非公開）

「大江教育長」　ここからは公開で行います。続いて、日程第８「その他報告　教育委員会委員の報酬改定について」、事務局から説明をお願いします。
「杉浦庶務課長」　「教育委員会委員の報酬額改定について」を資料に基づき説明。
「大江教育長」　ご質問はよろしいですか。それでは、「その他報告　教育委員会委員の報酬額改定について」は以上とさせていただきます。

「大江教育長」　続いて、日程第９「その他報告　小学校給食費の無償化及び学校給食費の改定について」、事務局から説明をお願いします。
「吉田学校給食課長」　「小学校給食費の無償化及び学校給食費の改定について」を資料に基づいて説明。
「大江教育長」　このことについて、ご質疑がありましたらお願いします。
「戸苅委員」　給食が無償化になることで、今まで学校で作成している給食簿等の給食関連の書類はどうなりますか。引き続き学校は作成する必要がありますか。
「吉田給食課長」　給食費の無償化については、あくまでも保護者から給食費を徴収しないだけであり、給食に関する業務は引き続き学校にお願いすることとなります。
「戸苅委員」　今後、仮に今よりも給食の実施回数が増えた場合、その分も国が補助してくれるのでしょうか、それとも、そうなった場合は保護者負担が発生するのでしょうか。
「吉田給食課長」　現在、国は１人あたり月5,200円の給付としています。豊川市は１食315円ですので、１人あたり月5,270円ですが、差額70円分は市費で負担するため、保護者負担はゼロとなります。今後、回数が増えれば１人あたりの月額が増加しますが、国の補助との差額については、市費で負担していく方向ですので、給食の実施回数が増えたとしても、保護者負担が発生しない予定です。
「大江教育長」　そのほかよろしいでしょうか。それでは、「その他報告　小学校給食費の無償化及び学校給食費の改定について」は以上とさせていただきます。

「大江教育長」　本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。
（午後４時２０分　閉会）

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教 育 委 員

教 育 委 員